

飯舘村いじめ防止基本方針

令和3年4月1日
飯舘村・飯舘村教育委員会

目 次

はじめに

第 1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1	村の基本方針策定の目的	1
2	村のいじめ防止対策の基本理念	1
3	いじめの定義	1
(1)	いじめの様態	2
(2)	いじめの判断	2
4	いじめに対する基本的認識	3
5	いじめの防止等に関する基本的考え方	3
(1)	いじめの防止	3
(2)	いじめの早期発見	4
(3)	いじめへの対処	4
(4)	地域や家庭との連携について	4
(5)	関係機関との連携について	4
第 2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	5
1	いじめの防止等のために村・教育委員会が実施する施策	5
(1)	福島県いじめ問題対策連絡協議会との連携	5
(2)	教育委員会の附属機関の設置	5
(3)	財政上の措置等	6
(4)	いじめの防止等にかかる村・教育委員会の主要施策	6
2	学校におけるいじめの防止等に関する措置	8
(1)	学校いじめ防止基本方針の策定	8
(2)	学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	8
(3)	児童・生徒が主体となったいじめの防止等の取組の推進	9
(4)	学校におけるいじめの防止等に関する措置	10
3	重大事態への対処	11
(1)	教育委員会又は学校の調査	11
(2)	調査結果の提供及び報告	15
(3)	調査結果の報告を受けた村長による再調査及び措置	16
第 3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	16

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

飯舘村は「飯舘村いじめ防止基本方針（以下「村の基本方針」という。）を策定し、児童・生徒の尊厳を保持する目的のため、村・県・国・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 村の基本方針策定の目的

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、村が実情に応じ、いじめ防止等の対策について基本的な方向を示すとともに体系的・計画的に行われるよう、対策の内容を具体的に示す。

2 村のいじめ防止対策の基本理念

「竹のようにしなやかに、石のようにどっしりと、自らに誇りを持つ教育」の実現をめざした飯舘村第6次総合振興計画学校教育基本理念と、福島県のいじめ防止の基本理念を鑑み、福島県及び福島県教育委員会と連携して以下の実現を図る。

- (1) 自分の命はもちろん他人の命も大切にすることを育みます。
- (2) すべての学校において、教育活動全体を通じて、いじめ防止に取り組みます。
- (3) 互いの存在を認め合い、心が通う絆づくりにつながるような学級づくりや集団づくりに努めます。
- (4) 児童・生徒、保護者、学校関係者その他子どもに関わるすべての大人がいじめの根絶に取り組んでいきます。

3 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）は次のように定義している。

- 第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
 - 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
 - 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

※「一定の人的関係」とは、

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒、塾、スポーツクラブ等、当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒と何らかの人的関係にあるものを指す。

※「物理的な影響」とは、

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理されたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童・生徒の感じる被害性に着目した見極めが大切である。

(1) いじめの様態

目に見えるいじめとして、次のような形態があると考えられる。

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめの判断

いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合においても、加害児童生徒に対し、その全てに厳しい指導を要する必要があるとは限らない。たとえば、好意から行った行為が相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合も考えられるからである。学校は、行為を行った児童・生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。

「いじめ」に当たるかどうかの判断は、以下の点を踏まえる。

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かを表面的・形式的に判断せず、いじめられた児童・生徒の立場に立つこと。
- ② いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。
- ③ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ④ インターネット上で悪口を書かれたことを知らず、児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

4 いじめに対する基本的認識

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲

間はずれ・無視・陰口)について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童・生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童・生徒も1割程度であり、多くの児童・生徒が入れ替わり、被害や加害を経験している。

いじめについての基本認識を示す。

- (1) いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。
- (2) 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童・生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- (3) 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険に至らせる場合があることを認識する。
- (4) 学級、部活動等の所属する集団の問題(たとえば、無秩序性や閉塞性)や、はやし立てたり面白がったりする「観衆」、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。

「いじめ」の中には犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談する必要があるものや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報する必要があるものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

5 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

- ① 学校は教育活動全体を通じ、全ての児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させる。そのために、児童・生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合うことのできる態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うこととともに、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、全ての児童・生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりに努める必要がある。
- ② 保護者は、家庭において日頃から児童生徒が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めるとともに、善悪の判断や正義感、思いやりの心等を育み、児童生徒のいじめを許さない心を醸成する。
- ③ 村と教育委員会は、いじめの問題への取組の重要性について、村民全体に認識を広め、学校、地域、家庭が一体となって取組を推進するための普及啓発を行う。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童・生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

- ① いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

- ② 保護者は、児童・生徒にいじめの兆候が見られないか、日頃から留意するとともに、その状況の把握に努める必要がある。
- ③ いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域や家庭と連携して児童・生徒を見守る必要がある。

(3) いじめへの対処

- ① いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童・生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。
また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じ、関係機関との連携が必要である。
- ② 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携について

社会全体で児童・生徒を見守り健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

- ① P T Aや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。
- ② より多くの大人が児童・生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要となる場合も想定されることから、日頃から学校や教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議を開催するなど、情報共有体制を整えておく必要がある。

また、教育相談についても、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、学校以外の相談窓口についても児童・生徒へ適切に周知したりするなど、学校や教育委員会が関係機関による取組と連携することが重要である。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために村・教育委員会が実施する施策

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

(1) 福島県いじめ問題対策連絡協議会との連携

法第14条第1項に基づく協議会については、福島県が設置する福島県いじめ問題対策連絡協議会との連携を図る。

(2) 教育委員会の附属機関の設置

- ① 法第14条第3項に基づき、教育委員会に学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために、必要に応じて「飯館村いじめの防止等対策委員会」を設置する。
- ② 飯館村いじめの防止等対策委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に基づく附属機関として設置する。
- ③ 飯館村いじめの防止等対策委員会（以下「附属機関」という。）は、専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成し、公平性・中立性が確保されるようにする。
- ④ 「附属機関」は以下の機能を有するものとする。
 - (ア) 教育委員会の諮問に応じ、専門的知見から、いじめの防止等のための有効な対策を審議・検討を行うこと。
 - (イ) 学校におけるいじめの事案について、教育委員会が学校からの報告を受け、法第24条に基づく調査を行う場合に、必要に応じて専門的知見から助言を行うこと。
- ⑤ 教育委員会が、法第28条第1項に基づき、重大事態に係る調査を行うこととなった場合には、「附属機関」において調査を行うものとする。

(学校の設置者による措置)

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

※ この場合、「学校の設置者」は教育委員会である。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(3) 財政上の措置等

村は、いじめの防止等の対策を推進するために必要な財政上の措置、その他人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。

(4) いじめの防止等にかかる村・教育委員会の主要施策

① 園・学校が一体となった教育の推進

認定こども園・義務教育学校相互の交流を活性化させると共に、授業研究会や各研修会等の活動を通して、教職員が同じ眼差しで子どもを見取り、一貫して支援することができるようにする。

② 道徳教育・人権教育の充実

各学校の道徳教育推進教師を中心とした指導体制を一層機能させ、授業公開や、家庭や地域との連携を強化し、地域の伝統や歴史を踏まえるなど、学校教育全体を通じた道徳教育の充実を図る。その際、本村が長年重点的に取り組んでいる人権教育との関連を踏まえて実践できるようにする。

③ 体験活動の充実及びいのちの教育の推進

児童・生徒の発達段階に応じ、自然体験学習、集団宿泊活動、職場体験学習、ボランティア活動、交流学习などを行うことにより、望ましい人間関係の醸成を通して、思いやり、規範意識などの育成を図る。

④ 少人数教育によるきめ細かな指導

少人数教育を充実させ、児童・生徒に達成感や充実感を味わわせ、生徒指導の3つの機能（自己存在感、自己決定の場、共感的人間関係）を取り入れた授業を推進するとともに、教員が児童・生徒一人一人に向き合い、児童・生徒が抱える課題やその背景を的確に把握し、きめ細やかに対応することにより、いじめ等の未然防止に努める。

⑤ スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー活用事業

一人一人の個性と尊厳を大切にされた教育相談及び指導の充実を図る。幼・小・中学校・関係機関をつなぎ、連携を生かしたケース会議を実施する。

⑥ 教育相談体制の整備・充実

児童・生徒、保護者及び教職員がいじめに係る相談を行うことができるよう、いじめに関する相談や通報を受け付けるための教育委員会や学校の相談窓口、県教育センターの「ダイヤルSOS」など、他関係機関・団体の相談窓口について広く周知する。

⑦ 関係機関との連携

いじめの防止、いじめ対応が適切に行われるよう、警察や児童相談所などの関係機関、学校、家庭、地域社会、企業及び民間団体との連携強化やその他必要な体制整備を行う。児童・生徒同士が思いやり、助け合い、支え合いながら人間関係を育むピアサポート活動を推進する。

⑧ コミュニティ・スクール制度を生かした、家庭・地域との連携推進

家庭・地域・学校が一体となった「地域と共に歩む学校づくり」により一層努め、子どもたちの確かで、豊かな学びを支える環境づくりを行う。

⑨ 地域ぐるみによる学校支援の促進

地域の方々が自らの知識や経験を生かす場が広がるよう努め、村青少年問題協議会や地域の方々のボランティア等の協力のもと、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを促進し、その機能を発揮させる。

⑩ 子育てに関する学習機会の充実

関係機関との連携体制を強化し、保護者が子育てに関する様々な知識や情報、在り方等について学習する機会の充実を図るとともに、大人が子どもとの関わりを充実させる取組を推進する。

⑪ 家庭教育力向上のための支援体制の充実

保護者に対して家庭教育に関する効果的な情報を提供するとともに、保護者が子育てに関する意欲を高め、自信を持って役割を果たせるよう、関係機関との連携を深めながら、地域の子育て・家庭教育支援員等に対する指導力の向上に努め、子育て・家庭教育支援を推進するための体制づくりに努める。

⑫ 学校と家庭の連携の促進

連合PTAの活動に対する支援等により、各学校のPTAが行う学校と家庭の連携による家庭教育に関する取組を促進する。

⑬ ネット上のいじめ対策

関係機関との連携を図り、情報モラル教育関連サイトや関連資料の掲載をはじめ、ネットいじめの相談を受け付けるために設けている投稿サイト等を周知するとともに、学校に在籍する児童生徒及びその保護者が、ネットいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を行う。

さらに、携帯電話やインターネット利用に係る実態把握と、それを踏まえた対応・対策の周知を図るとともに、状況に応じて関係機関との連携を図る。

⑭ いじめに対する措置

○ 教育委員会は、いじめを行った児童・生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項の規定に基づき、当該児童・生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童・生徒が安心して学校教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

○ そのため、出席停止の手続きに関し、必要な事項を教育委員会規則で定め、学校や保護者に周知する。

⑮ 学校評価・教職員人事評価における留意事項

教育委員会は、学校評価及び教職員人事評価制度において、いじめの問題への対応について具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、学校及び教職員に対する必要な指導・助言を行う。

⑯ 学校運営改善の支援

教育委員会は、コミュニティ・スクール制度や学校関係者評価制度、第三者評価制度の機能を充実させ、教職員が児童・生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組むことができるよう、学校運営の充実・改善を支援する。

⑰ 重大事態への対処

○ 村長は、法第30条第2項により、法第28条に規定する「重大事態」発生の報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行うなどの方法により、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うこ

とができる。再調査を行ったときは村長は、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保し、その結果を議会に報告する。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずるものとする。

- 村長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。

2 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の基本方針、県の基本方針及び村の基本方針を参考にして、学校としてどのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めるとともに、児童・生徒やその保護者への提示や学校のホームページなどで公開する。

学校基本方針には以下の内容を入れる。

- ① いじめの防止等の対策のための組織
- ② いじめの未然防止のための取組
- ③ いじめの早期発見のための取組
- ④ いじめに対する措置
- ⑤ 年間計画
- ⑥ 評価と改善

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

① 学校に置く組織

学校は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に基づき、対策の中核となる常設の組織を置くものとする。

学校の実情に応じて既存の組織を法に基づく組織として機能させることや、必要に応じ、関係する教員や心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者を追加することなど柔軟に対応する。

② 組織の役割

- 学校基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成・実効・検証・修正の中核としての役割

- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの疑いに関する情報があった場合には緊急会議を開き、いじめ情報の迅速な共有、関係児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
 - * 「重大事態の調査」（後述）のための組織の母体ともなり得る。

③ 留意事項

- 学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめへの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証を担う役割が期待される。
- いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、些細な兆候や懸念、児童・生徒からの訴えを抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童・生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。
- 法第22条の「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などから、組織的対応の中核として機能するような体制を学校の実情に応じて決定する。
 - これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とすることが有効である。
- 組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。
- 第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することも考えられる。(重大事態への対処については、後述「3 重大事態への対処」に詳述する。)

(3) 児童・生徒が主体となったいじめの防止等の取組の推進

- ① 校内外において児童会・生徒会が主体となり、いじめの撲滅や命の大切さを呼びかける活動や相談箱を設置して児童生徒同士で悩みを聞き合う活動など、いじめの防止等における取組を推進する。
- ② それぞれの学校の取組を紹介するなど、他校の実践のよさに触れ、学び合いながら、更に児童生徒の主体的な取組を推進する。

(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校は、国から示された【学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント】を参考に連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

① いじめの防止の措置

- a 「いじめはどの子どもにも起こりうる」という事実を踏まえ、全ての児童・生徒を対象に、「いじめは決して許されない」という意識の醸成を図るとともに、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- b 未然防止の基本として、児童・生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- c 児童・生徒に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合うことのできる人間関係・学校風土をつくる。
- d 教職員の言動が、児童・生徒を傷つけたり、他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

② 早期発見の措置

- a いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。
- b 教職員は、日頃から児童生徒の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、児童・生徒が示す変化や危険信号などのサインを見逃さないようアンテナを高く保つ。
- c 学校は、定期的なアンケート調査、教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- d 児童生徒からの相談や聞き取りについては、児童生徒が希望する教職員、スクールカウンセラー等が対応できる体制の構築に努める。

③ いじめに対する措置

- a いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童・生徒に対しては、当該児童・生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- b これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。特に、保護者に対しては、誠意ある対応に心がけ、説明責任を果たす。
- c 加害児童・生徒及びその保護者に対して、必要な指導や支援を継続的に行い、被害児童・生徒及びその保護者との関係に配慮する。

3 重大事態への対処

(1) 教育委員会又は学校の調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

① 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は、教育委員会を通じて村長へ事態発生について報告する。

② 調査の趣旨及び調査主体について

a 法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

b 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調査を速やかに行う。ただし、法第23条第2項によるいじめの事実の有無の確認が不十分と判断されるときは学校が確認の徹底を行う。

（いじめに対する措置）

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

③ 調査を行うための組織について

a 学校の重大事態について教育委員会が調査を行うときは、第2の1の(2)により設置される「附属機関」を調査を行うための組織として活用する。

b 当該調査を行う組織の構成については、調査の公平性・中立性を確保するよう努めるものとする。

④ 事実関係を明確にするための調査の実施

a 事実関係を明確にするための調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童・生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応

したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするために行う。

- b 当該調査に当たっては、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査するものとする。
- c 当該調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。
- d 当該調査を実りあるものにするために、教育委員会・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実に向かって向き合おうとする姿勢で当該調査を行うものとする。
- e 教育委員会又は学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

〈いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合〉

- いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、原則として、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施に留意する（例えば、質問票の使用に当たり、個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。
- 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を抑止する。
- いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童・生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援などを行う。
- これらの調査を行うに当たっては、国が示す「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関とも、より適切に連携したりして、対応に当たる。

〈いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合〉

- 児童・生徒の入院や死亡など、いじめられた児童・生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童・生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- 調査方法としては、在籍児童・生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

〈自殺の背景調査における留意事項〉

- 児童・生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。
- この調査においては、亡くなった児童・生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意の上、「児童・生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- a 背景調査に当たり、遺族が、当該児童・生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- b 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- c 教育委員会又は学校は、死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- d 教育委員会又は学校は、詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- e 調査を行う組織については、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- f 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- g 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- h 教育委員会は、学校が調査を行う場合においては、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、教育委員会の適切な対応が求められる。
- i 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

なお、亡くなった児童・生徒の尊厳の保持や子どもの自殺は、連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にすることが必要である。

<p>WHO（世界保健機構）による自殺報道への提言（抜粋）ネット情報より</p>
<p>○ 自殺を報道する際の一般的原則 自殺を報道する際には、特に以下の点に注意を払う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 慎重かつ正確に統計を解釈する。 ・ 信頼できる情報源を利用する。 ・ 時間が迫っているからといって、十分に用意されていないコメントを容易に使えない。 ・ 件数の少ない事例を過度に一般化することに対して特に慎重にする。たとえば、「自殺の疫病」「世界でもっとも高い自殺率を呈する地域」などといった表現は使うべきではない。 ・ 社会的・文化的な変化に対する理解できる反応として、自殺行動を報道するのを控える。 <p>○ 特別な自殺をどのように報道すべきか 以下の点を念頭に置くべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に有名人が自殺した場合には、自殺を過度にセンセーショナルに報道すべきではない。最小限度の報道にとどめる。その人が罹患していた可能性のある精神的な問題についても取り上げる。詳しく報道はできる限り控えるように努力する。自殺者、方法、現場の写真は提示すべきではない。自殺の見出しを一面に載せることは自殺報道では望ましいことではない。 ・ 自殺手段やその入手方法を詳しく報道するのは避ける。 メディアによって報道された自殺報道が、それに引き続く自殺でしばしば模倣されることを明らかにしている研究がある。特定の場所（ある特定の橋、崖、ビル、鉄道）がしばしば自殺の場所として広く知られていて、それが報道されることによって、さらに多くの人々がその場所で自殺する危険がある。 ・ 自殺を説明できないこととして報道したり、あるいはあまりにも単純化して報道すべきではない。 自殺は決して単一の原因や出来事だけで生じるわけでない。しばしば多くの要因が複雑に関連して自殺が生じている。たとえば、精神障害、身体疾患、薬物乱用、家庭的な問題、対人的な葛藤、人生の問題などが複雑に関係している。さまざまな原因が自殺に関連していたことを認識するほうが有用である。 ・ 破産、試験の不合格、性的虐待といった個人的な問題を解決する方法として自殺を報道すべきではない。 ・ 偏見や心理的な悩みといった問題に配慮し、遺族や他の遺された人々に影響を考慮して報道すべきである。

・自殺未遂のために身体的に障害が残った点（脳障害、麻痺など）を報道することは、自殺の抑止となる可能性がある。

⑤ その他留意事項

- a 法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を行うこととする。
- ただし、法第23条第2項による措置で事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。
- b 事案の重大性を踏まえ、教育委員会の積極的な支援が必要となる。例えば、出席停止措置の活用やいじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、通学区域外通学等の弾力的な対応を行う。
- c 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童・生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。

教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

（２） 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- a 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。
- b 教育委員会又は学校は、これらの情報の提供に当たっては、他の児童・生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないよう留意する。
- c 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童・生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。
- d 教育委員会は、学校が調査を行う場合においては、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

② 調査結果の報告

- a 学校は、調査結果について教育委員会を通じて村長に報告する。
- b 上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を

受け、調査結果の報告に添えて村長に送付する。

(3) 調査結果の報告を受けた村長による再調査及び措置

① 再調査

- a 上記(2)②の報告を受けた村長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「再調査」を行う。
- b 当該「再調査」は、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行う。
- c この附属機関については、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性を図るよう努める。
- d 村長は、「再調査」についても、教育委員会又は学校等による調査と同様、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

② 「再調査」の結果を踏まえた措置等

- a 村長及び教育委員会は、「再調査」の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。
- b 上記の「必要な措置」としては、教育委員会においては、例えば、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の配置等を検討するものとし、村長部局においては、必要な教育予算の確保や児童福祉、青少年健全育成の観点からの措置等について検討する。
- c 村長は、「再調査」を行ったときはその結果を議会に報告する。議会に報告する内容については、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

村は、当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、国・県の動向を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。